

令和 3 年地方分権改革に関する提案募集の
状況について

地方分権改革のこれまでの経緯

◆ 経緯

H18	H19	H20	H21	H23	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3															
12月	4月	5月	12月	10月	11月	4月	8月	3月	6月	5月	1月	3月	6月	12月														
地方分権改革推進法成立	地方分権改革推進委員会発足	第1次勧告	第2次勧告	第3次勧告	第4次勧告	第1次一括法成立	第2次一括法成立	第3次一括法成立	第4次一括法成立	地方分権改革に関する提案の募集	地方からの提案に対する対応方針	地方分権改革に関する提案の募集	第5次一括法成立	地方からの提案に対する対応方針	地方分権改革に関する提案の募集	第6次一括法成立	地方からの提案に対する対応方針	地方分権改革に関する提案の募集	第7次一括法成立	地方からの提案に対する提案の募集	第8次一括法成立	地方分権改革に関する提案の募集	第9次一括法成立	地方分権改革に関する提案の募集	第10次一括法成立	地方分権改革に関する提案の募集	第11次一括法成立	地方分権改革に関する提案の募集

【委員会勧告方式】

地方分権推進委員会の勧告に基づく国主導の地方分権

【提案募集方式】

地方の提案に基づくボトムアップ型の地方分権改革

提案募集方式の概要・特色

◆ 概要

地方公共団体等

「事務・権限の移譲」、「義務付け・枠付けの見直し」等について、具体的支障事例や制度改正による効果とあわせて提案

事前相談・提案

関係府省回答

関係府省回答に対する見解

提案内容、各種回答、調整結果は、内閣府のホームページで公表

政府

- ・内閣府が実現に向けて関係府省と調整
- ・重要と考えられる提案については、地方分権改革有識者会議又は提案募集検討専門部会で集中的に調査・審議

◆ 特色

- ① 従来型の事務局、地方6団体、学識経験者による項目選定によっては取り上げることができなかった、義務付け・枠付けの廃止・縮減、障害項目について提案
- ② 具体的な支障の指摘を伴った説得力ある提案
- ③ 制度改正につながらなくとも、実際の支障に即した解決策を見出すことにつながる提案
- ④ 手挙げ方式の活用による権限移譲

提案募集方式のこれまでの実績

◆ 対応状況

年 度	提案件数	内閣府と関係省庁で調整を行った提案					
		提案趣旨を踏まえ対応 (A)	現行規定で対応可 (B)	小 計 (C=A+B)	実現できなかったもの (D)	合 計 (E=C+D)	実現・対応の割合(C÷E)
H26	953件	263件	78件	341件	194件	535件	63.7%
H27	334件	124件	42件	166件	62件	228件	72.8%
H28	303件	116件	34件	150件	46件	196件	76.5%
H29	311件	157件	29件	186件	21件	207件	89.9%
H30	319件	145件	23件	168件	20件	188件	89.4%
R元	301件	140件	20件	160件	18件	178件	89.9%
R2	259件	142件	15件	157件	11件	168件	93.5%
計	2,780件	1,087件	241件	1,328件	372件	1,700件	78.1%

本県の提案に対する国の対応状況

【R3年度】 ※国において協議中(12月中に対応を閣議決定予定)

《R3.10末現在》

No	項目名	提案内容	国の対応方針
1	土地の形質変更に係る事前届出の添付書類の見直し	土壌汚染対策法に基づく土地所有者等からの同意書について、原因事業(土地改良事業等)の同意書で代替可能とすること	【対応予定】 必ずしも新たに土壌汚染対策法に基づく同意書を作成する必要はなく、原因となる事業の同意書で代替可能である趣旨を国通知で記載済み (※国通知の統一的な解釈が示されていないため、例示等として通知等による明確化を再要望中)
2	地方版「消費者基本計画」等の策定に係る見直し	・「消費者基本計画」の位置付けを明確化すること ・「消費者基本計画」と「消費者教育推進計画」の統合策定が可能な旨、明確化すること	【対応予定】 ・「消費者基本計画」の策定が任意であることの通知を令和3年度内に発出 ・地方が両計画を統合策定しやすくなるよう、根拠となる国の「消費者基本計画」及び「消費者教育基本的方針」の対象期間を調整(令和3年度内に対応)

【R2年度】

No	項目名	提案内容	国の対応	本県の分析	
1	地域児童福祉等調査に係るスケジュールの見直し	繁忙期(年度末)を考慮した調査時期の見直しを行うこと	事務負担の軽減に資するよう、令和2年度から可能な限り早期に調査依頼を发出(措置済み)	対応	調査時期の見直しが行われた
2	心身障害者扶養共済制度の受給者の現況確認等に係る本人確認情報の提供体制の見直し	全国の受給者情報を管理している福祉医療機構において、受給者情報を住基ネットと一括突合する仕組みを構築すること	住基ネットの活用を含め、受給者及び地方公共団体の事務負担を軽減する方策について、令和3年度中に結論を得る	検討継続	令和3年度中に結論が得られる予定
3	輸血用血液製剤の管理に係る新制度の創設	適正な保管・管理体制が整っている三次救急医療機関に限り、販売業許可の有無に関わらず、血液製剤の二次救急医療機関への融通が可能となる制度を創設すること	・緊急時には、販売業許可の有無に関わらず、医療機関の間で血液製剤を融通することが可能であることを明確化し、令和2年度中に通知する(措置済み) ・制度化については、血液製剤の配送回数、配送ルートの見直し等について、地方公共団体、医療機関等で検討されるよう必要な支援を行う	一部対応	本県が求めた制度の見直しは行われませんが、緊急時における医療機関間の輸血用血液製剤の融通について通知により明確化された
4	幼稚園等に通園する児童養護施設入所者に係る副食費の多子世帯の判定に係る運用基準の見直し	入所園児に係る副食費については、子どもの数に関わらず、いったん施設負担ののち措置費により補填する制度となるよう運営基準を見直すこと	※関係府省における予算編成過程での検討(提案募集対象外)	—	—